

長崎市規則第 88 号

長崎市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 6 月 12 日

長崎市長 鈴木史朗

長崎市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

長崎市都市公園条例施行規則（昭和 34 年長崎市規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 2 項第 5 号中「在留カード」の次に「又は同法第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カード」を加え、同条第 3 項第 1 号中「地域の住民」の次に「で構成される公共的団体（代表者が地域の住民であるものに限る。以下この項において同じ。）」を加え、同項第 2 号中「地域の住民」の次に「で構成される公共的団体」を加え、同項第 3 号中「を利用」の次に「（日曜日等（日曜日、水曜日及び金曜日をいう。）又は月曜日等（月曜日、木曜日及び土曜日をいう。）のいずれかの期間において週 3 回までの利用に限る。）」を加え、同項第 4 号中「地域の住民」の次に「で構成される公共的団体」を加え、同項中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、同項に次の 1 号を加える。

(7) 地域の住民がコミュニティプールを利用するとき コミュニティプールの利用料金の 5 割以内の額

第 13 条第 7 項第 4 号中「在留カード」の次に「又は特定在留カード」を加え、同項第 7 号を削り、同項第 6 号中「第 3 項第 5 号」の次に「、第 6 号又は第 7 号」を加え、同号を同項第 7 号とし、同項中第 5 号を第 6 号

とし、同号の前に次の1号を加える。

- (5) 第3項第1号、第2号又は第4号に該当するとき 代表者が地域の
住民であることを証する書類

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年6月16日から施行する。ただし、第13条第
2項第5号の改正規定及び同条第7項第4号の改正規定並びに附則第3
項の規定は、令和8年6月14日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の長崎市都市公園条例施行規則第13条第3項及び同条第7項
(第4号を除く。)の規定は、この規則の施行の日以後にされる申請に
係る利用料金について適用し、同日前にされた申請に係る利用料金につ
いては、なお従前の例による。
- 3 改正後の長崎市都市公園条例施行規則第13条第2項第5号及び同条
第7項第4号の規定は、令和8年6月14日以後にされる申請に係る使
用料又は利用料金から適用し、同日前にされた申請に係る使用料又は利
用料金については、なお従前の例による。